

旭川地方検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第 3 1 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 秘密文書の指定は、極秘文書については検事正が、秘文書については本庁においては次席検事、事務局においては事務局長、支部及び管内区検察庁においてはその庁の庁務を掌理する検察官次の各号に掲げる者(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(1) 本庁(併置された区検察庁を含む。)においては、次席検事、ただし、事務局の所管事務は、事務局長</p> <p>(2) 支部においては、支部長、支部長の置かれていない支部においては、その支部に併置された区検察庁の庁務を掌理する副検事</p> <p>(3) 管内区検察庁においては、庁務を掌理する検事又は副検事</p>	<p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第 3 1 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 秘密文書の指定は、極秘文書については検事正が、秘文書については次の各号に掲げる者(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(1) 本庁(併置された区検察庁を含む。)においては、次席検事、ただし、事務局の所管事務は、事務局長</p> <p>(2) 支部においては、支部長、支部長の置かれていない支部においては、その支部に併置された区検察庁の庁務を掌理する副検事</p> <p>(3) 管内区検察庁においては、庁務を掌理する検事又は副検事</p>